

産業厚生建設委員会会議録（令和５年９月15日）

出席委員　大浦委員長　青山副委員長　吉森委員　高川委員　原委員　岩城委員
古沢委員

欠席委員　なし

説明のため出席した者　水野市長　柿沢副市長　石川健康福祉部長　黒川産業民生
部長　岩城建設部長　小川医療保健課長　大村市民課長
相沢生活環境課長　櫻井商工企画課長　永田水産観光課長
石井農林課長　北島都市計画課長　荒俣建設課長　石坂上
下水道課長　川口市民健康センター所長　梅原福祉課主幹
職務のため出席した事務局職員　落合局長　中田局長補佐

午後１時30分開会

大浦委員長　ただいまから、令和５年９月定例会産業厚生建設委員会に付託された案件を
審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第１、会議録署名委員の指名を行います。

吉森委員、高川委員にお願いいたします。

日程第２、付託議案の審査に入ります。

議案第41号から第43号、議案第45号及び議案第55号の５議案を一括して議題といたし
ます。

まずは予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算案の説明については、全体委員会でのみとすること
となっております。よって、議案第41号　令和５年度滑川市一般会計補正予算（第４号）、
議案第42号　令和５年度滑川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）及び議案
第43号　令和５年度滑川市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）については、当委
員会での説明はしないこととしますが、当局から追加して説明があればお願いいたしま
す。

（特になし）

大浦委員長　これより質疑に入ります。質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、

挙手の上、発言をお願いいたします。

吉森委員 子育て支援アプリの件なんですけども、これって、いつ頃決定したんでしょうか。

川口市民健康センター所長 それでは、お答えいたします。

本定例会で予算が可決されました場合につきましては、業者のほうと4月の導入に向けて順次準備を進めてまいりたいと考えております。

吉森委員 これって、今回だけの費用ですか。それとも毎年かかる費用。

川口市民健康センター所長 こちらにつきましては、初期費用ということで、今年度のみの計上と考えております。

吉森委員 ちなみに、今後発生する保守費用みたいなものも、また別にあるんですか。

川口市民健康センター所長 今後は毎月ランニングコストがかかることになりまして、こちらにつきましては、令和6年度の当初予算で上程する予定でおります。

大浦委員長 ほかにございますか。

青山副委員長 なかなか産厚建の分野が少ないものですから、ほぼこれに固まってしまうと思うんですけれども、お聞きしたいと思います。

これの前に、孫育てを含めた分がもう既がありまして、ちょっと課がまた違うのかも分かんないですけど、これと今後統合されるというような形だと思っておりますけど、まずそれで間違いはないのかお願いします。

川口市民健康センター所長 こちらのアプリの導入に合わせまして、現在使用しているアプリケーションについては運用を終了する予定で今調整を進めているものであります。

青山副委員長 ということは、今の既存のアプリのほうは、会員数、ログインできる人は何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

川口市民健康センター所長 申し訳ございませんが、ちょっとその数については、すぐにはお答えできませんので、後日回答させていただきたいと思います。

青山副委員長 恐らく告知が必要だと思っておりまして、アプリ内で告知するという形だと思っておりますけれども、そこをしっかりと告知していただきたいというのが、まず1点目ですね。

2点目は、今ちょっと数が分からなかったのです。いわゆる出入りを実は知りたかったんですね。これをやり始めてもう四、五年たっちゃっていると思います、前のアプリをつくってから。今年度、この予算を使って新たなアプリケーションをつくって導入して

いくという話なんですけれども、結局、じゃ実際この5年ぐらいやってみた実績として一体何人の方がこの本市で、いわゆるそのアカウントを持って、アプリケーションを入れられていて、活用されて。でも、お子さんのある年齢が来たら、恐らくそれもアンインストールされていくんだろうと思っているんですね。

その出入りを含めてカウントしていったら、どういったものにつなげていこうかということ、僕、次のアプリケーションが必要になってくるんだろうなと思っているんですけども、その辺とかがってどういうふうに考えていて、それを指揮する人とかがってどういう感じなんでしょうか。何か詳細が分かればお願いします。

川口市民健康センター所長 これまで運用しておりましたアプリケーションについては、子ども課が主管で運用を進めておりました。今後につきましては、市民健康センターのほうを中心となって運用していきますけれども、子ども課とも引き続き連携を取りながら進めていきたいと考えております。

青山副委員長 これ、そもそもこの予算が、いわゆる違ったところからの補助なので課が変わったのか、何か意図として課が変わったのかお聞かせください。

川口市民健康センター所長 これまでのアプリケーションにつきましては、子育てに関する情報発信というものが主たる目的となっておりました。今回導入する予定のアプリケーションにつきましては、母子保健のほうで大きな活用を見込んでおまして、例えば妊娠届の来所の際の予約ですとか、あと実際妊娠された際の訪問等の希望の有無の連絡ですとか、あとはアンケートみたいなもので、母子保健分野で活用していくということで、今回につきましては、こちらのほうの予算、健康センターの予算についたわけではございますが、先ほど言いましたが、子ども課とも引き続き連携を取りながら活用のほうを進めていきたいと考えております。

青山副委員長 今までの子ども課の告知とかは、そのままじゃないということですか。今の話だと、いわゆる健康センターで今まで母子保健に該当するようなものも、今度、予約だとか告知に変わっていったら、もともとの子ども課でやっていた様々なカリキュラムのこの告知とかというのは、そこにはもう入ってこなくなるんですか。

川口市民健康センター所長 すみません、説明が足りませんでした。

そういったものも、当然、新しいアプリケーションでも告知は進めていきたいと考えております。

青山副委員長 今こっち側にいる落合局長が子ども課時代に一生懸命頑張られたところも

あるんだろうと私は思っていました。

前のアプリケーション、要は、今までの既存のアプリケーションは毎年同じ額がこうやってついていって、今後は、この初期費用、今222万8,000円ということで出てくるんですけども、それ以外のランニングコスト的なものというのはどういったものになるのかというのと、その更新を含めて、誰が、どの主体でやっていくのか。それこそ健康センターの中で、全部その書換えをしていくんですか。

川口市民健康センター所長 実際の運用の方法ですとか、誰がどのような情報をどうやって出していくのかというのは、今後、導入が決まりまして、その事業者が決まりましたら、事業者も含めて、関係する課で分担等を決めていきたいと考えております。

青山副委員長 そうしましたら、前回のやつはずっと見ていたので、次のはどういったフォーマットになるのかをまた見ながら、確認してやっていきたいなと思っていますけど、やっぱり親御さんが、生まれてから安心して使えるアプリケーションで、いわゆる困った情報をすぐさま滑川市で調べられるということが重要なところだと思います。今、前回の数が分かっていないのは、ちょっと私、なぜだろうというふうに思っています、その辺も、じゃ子ども課と本当にしっかり連携さえ取れていれば、いや、こういった閲覧数で、こういったものがあって、こういうものに対しての情報が一番、いわゆるクリック数も多かったとかっていうのを本当は把握しながら次のサービスに生かしていくというのがこのインターネットの一番大事なところなので、残り、4月まで少ないですけど、大丈夫ですか。

川口市民健康センター所長 今回導入する予定のアプリケーションにつきましては、滑川市独自のものではなくて、既にあるアプリケーションを滑川市バージョンで使っていただけのようにちょっと改修しながら使うということになっております。

情報発信につきましては、やはり子ども課の関係する行事等の内容もたくさん発信していかなきゃならないと思っておりますので、議決後すぐに準備に入りまして、滞りなく4月1日からスタートできるように準備を進めてまいりたいと思います。

青山副委員長 始まる前に、そのアプリケーションの会社がどこなのかちょっとまだ存じ上げていないんですけど、そのアクセス数の検証だとかができるようなものを、一生懸命話しして、多分つくっている会社さんの、要はアクセス数とかも検証できる、また別のその媒体が伴ってあると思うので、そういった使い方をしっかり教えていただいて、4月からの運用をお願いします。要望です。

大浦委員長 ほかにございますか。

古沢委員 41じゃなくて、42とか43でもいいですか。

大浦委員長 はい、大丈夫です。

古沢委員 じゃ、ちょっと確認の意味で。

議案第42号、国保の特別会計。今回、一般管理費で、システム改修でということで、これは国からの支出金になるのかな、145万2,000円ということになっているんですが、今回のシステム改修の目的というか、何をどのように改修するのか、ちょっと分かりやすく教えてください。

小川医療保健課長 今回の改修につきましては、産前産後期間の保険料を免除するという措置に伴いまして、システムの改修が必要になるということになります。

産前2か月、産後2か月の間の保険料を免除するというものでございます。それに合わせたシステムの改修でございます。

古沢委員 それは、実際の該当者との関係で言うと、こちらでは分からないから申請ということになるのかな。

小川医療保健課長 すみません、令和6年1月から開始ということになります。対象者につきましては、令和5年11月以降に出産された方々が該当することになります。

ちょっと具体的なシステムといいますか、当事者とのやり取りはまだ把握しておりませんが、漏れがないようにしていきたいというふうに思います。

古沢委員 別の話で43号の、議案書で言うと43-9なんですが、これもちょっと改めて確認の意味で教えてください。

43-9で、歳出、介護給付費準備基金積立金ということになっていますが、今時点という大変ですけど、これが通った場合の積立金の残額とこの積立ての目的、ちょっと確認したいんですが。

小川医療保健課長 積立金につきましては、3億3,000万円余りだったかと思っております。ちょっと細かい数字、資料がないんですが。

目的ということですが、あ、ごめんなさい。2億7,300万円余りでございます。申し訳ございません。今回の積立てで2億7,300万円ということです。

あと、目的ということですが、今後の介護保険の利用者の増加等も含めまして、そういうときに充てていくことになるかと思えます。支出が増えたときの費用になるかと思っております。

古沢委員 ぱっと見、介護保険に費用がかかっているのも分かるんですが、今聞いた2億7,300万円というのは、ちょっと比較のしようがないんですけど、結構大きいなと思ってはいるんですが、どう見ていらっしゃるんですか。これはやっぱり、これだけの金額は必要なんですか。

小川医療保健課長 おっしゃられるとおり、少し大きな金額かなというふうに思います。

3年に1回の見直しということで、今年度がちょうど見直しの年になっております。基本的には3年間で、ちょうどプラス・マイナス・ゼロになるような計算というのは本来望ましいところではないかというふうに思いますが、それも含めまして、今後、今年度の第9期計画のほうにも検討していきたいと思います。

古沢委員 そういう意味でいうと、過大な積立金で残すというよりも、おっしゃったように、足りなくなったら困るということもあるんでしょうが、適正な金額ということを見据えていただいて、例えばこれを次年度の計画以降は取り崩して保険料を見直すとかということだって可能ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

小川医療保健課長 詳しく、今年度見直しておる第9期計画の策定に当たって、保険料のほうを見直していくことになります。その中で、取り崩していくことによって保険料が下がるということも考えられるものでございます。

古沢委員 終わります。

大浦委員長 ほか、ございますか。

41-16なんですけど、すみません、私も勉強不足なので確認させていただきたいんですけども、災害復旧費なんですけども、この分担金と言われる部分は、その受益者、土地所有者ということなんですよね。

荒俣建設課長 分担金につきましては、地元負担金ということで、土地所有者になるかと思っております。

大浦委員長 個人の方ということでなのかちょっと分からないんですけども、条例で決まっているその3分の1とかというものはあるんだと思うんですけど、今回のこの分担金は土地所有者何名というもので計算されているんですか。

荒俣建設課長 今回は、3件の災害復旧についてこの中で要求しておりますので、3名の方の分担金となります。

分担金につきましては、自分所有の田んぼの分は個人で支払うのか、土地改良区で支払うのか、そこら辺につきましてはちょっとはつきりしませんけど、今回の開地内につ

きましては、個人所有ということで、個人で支払うというふうに聞いております。

大浦委員長 こういった分担金、今これとちょっと違うんですけども、こういった、徴収と言えばいいのか分かりませんが、未回収、未徴収になっている部分ってあるんですか。

荒俣建設課長 今のところ、ないと思っております。未回収のことについては、ちょっと私の耳に入っていないので、回収漏れはないと思っております。

大浦委員長 分かりました。

すみません、あとそれと予算のことなんですけど、これもちょっと分からないのであれなんですけど、地方債、これを使われているんですけども、建設費は地方債を使えるということなんですけども、一般財源ではなくて、今回この地方債を使われていることに関しては、どうして使われるのかお聞かせ願いたいんですけども。

荒俣建設課長 地方債に今回220万円を充てておりますけど、地方債を使いますと翌年度に95%の交付税措置が受けられるものですから、一般財源にするよりも、トータル的に市として有利であるということで地方債を使っております。

大浦委員長 分かりました。ありがとうございます。

ほか、ございますか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 ないようでしたら、引き続き予算以外の議案について説明に入ります。

議案第45号 滑川市ほたるいか観光施設条例の一部を改正する条例の制定についてから、順次、当局より説明願います。

また、説明に当たっては、要点を簡潔にかつ明瞭にされるようお願いいたします。

永田水産観光課長 それでは、議案集45－1ページをお願いいたします。

議案第45号 滑川市ほたるいか観光施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

資料集でご説明を申し上げます。資料集の3ページをお願いいたします。

1、改正の理由につきましては、ほたるいか観光施設条例に定める深層水体験施設タラソピアについて、観光施設としての機能を廃止するため、当該条例から同施設に関する所要の改正を行うものであります。

2、主な改正の内容につきましては、滑川市ほたるいか観光施設条例の第3条、第6条、第7条、第8条、附則及び別表関係において、深層水体験施設に関する規定を削除

するものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

なお、次ページ以降の新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上です。

荒俣建設課長 議案集の55－1ページをお願いいたします。

議案第55号 市道の路線認定についてでございます。

次のページをお願いいたします。

路線認定につきましては、記載のとおり2路線でございます。

番号、A－425番。路線名が下島町内4号線。起点、終点ともに下島であります。続きまして、番号、C－146番。路線名、北野団地19号線。起点、終点ともに北野でございます。以上2路線を新規路線として市道認定するものであります。

路線認定の位置につきましては、議案資料集の8ページの路線認定図をお願いいたします。

番号、A－425。路線名、下島町内4号線は、下島地内、県道黒川滑川線と下島健康センター線の交差点の富山側になりますが、におきまして、地元のほうからの要望に伴うものでございます。路線の延長は150メートルであります。

本路線は、過去に市議会におきまして、陳情書を採択しているものであります。今回改めて地元からの要望があったことや、当時市で拡幅工事を実施しておりまして、これまでもにおいても十分市道として機能を果たしてきたことから、今回市道認定するものであります。

続きまして、議案資料集の9ページをお願いいたします。

番号、C－146。路線名、北野団地19号線は、北野地内において民間事業者が住宅団地を造成した際に新たに整備した道路で、延長は240メートルであります。

本路線につきましては、都市計画法の規定に基づきまして、公共施設の管理が市に属し、土地の帰属を受けた道路を市道として認定するものでございます。

本年度は2路線、延長合計390メートルについて新規路線認定するものでございます。

以上です。

大浦委員長 それでは、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手の上、発言願います。

青山副委員長 今ほどの資料集8ページの下島町内4号線についての150メートルなんですけども、かねてより、それこそ民間ベースの話だけでも、大分前から、この位置に関

しては、幅員があるにもかかわらず市道認定されていなかったということで、ようやくここに来て、町内会だとか、要望があって動いてきたというふうに思っていて、正直、地権者さんたちも喜んでいらっしゃるだろうなというふうに推察するんですけれども。

私、用途地域内でこういった市道認定が抜けているようなところってまだあるんじゃないかとすごく思っていて。何かそういったものって把握、これからちょっと、これとはまたあれなんですけど、同じようなパターンって結構あると思うんですよ。

私、いろんなところを、これは、いわゆる市道認定を受けて、建築基準法はどうなのか、どうなのかというのをやっぱり片方では見なきゃいけないというのもやっていて、見ていたらやっぱり、これ何だろうなとか、なぜこの道、こんな家が張りついているのに、いわゆる市道認定を受けていないんだろというのをちょいちょい見かけるんですよ。

今回これで要望があったからということで、要望が来て、こうやってできるのであれば、本来なら先回りして、用途地域内をちょっと一回見てほしいなんですけど、どうですか。

そういうのは市長じゃないかなと思うんですけど。

水野市長 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思いますので、用途地域内のそういう路線がないかをまずは一回調べてみたいと思います。

青山副委員長 あともう一点だけお話しさせていただくと、これ、用途地域内の今話をさせていただきました。ただ、この用途地域外に関しましても、いわゆる、昭和25年10月だったかな、の建築基準法制定以前の道に面しているところは、家をばんばん建てしていた。だがしかし、そうだと思っていて建てていたのは昭和から平成にかけて。平成の10年ぐらい、15年ぐらいまでかな。確認申請を通せば家が建てられたんですね。

ただ、最近だと、それが、家が建てられた場所なので、当然その相続人だとか次の世代の人たちが家を建てようと思って建築主事に出したときに、駄目だって言われるパターン、すごく多くてですね。

なぜかという、国土地理院のホームページがしっかりしたせいで、何年度に、この道に面して家が建っていたかというのが、昭和、その年代、25年の年代がはっきり分かるようになったんです。そのせいで、家を当たり前に建てて、しかもインフラ整備が水道、下水道も入っていたりするのにもかかわらず、再建築できないという家が多々ある

んですね。

なので、そういったところも含めて、市民生活が困るわけですから、また見ていただきたいと思うんですが、これも多分市長だと思いますけども、お願いできますか。

水野市長 すみません、今のその用途地域外の話は、これは初耳なので、その辺りも含めてちょっと一回調べます。

大浦委員長 よろしいですか。

青山副委員長 はい。

大浦委員長 ほかにございますか。

観光施設条例についてなんですけども、私、議運のほうでも何回か言ったんですけど、この条例の施行に関して、条例の変更をかけるということの意味合いというか、今回特に思ったのが、条例改正するまでの期間がすごく早いなというふうに思っていました。

ほかの条例の中でも、例えば削除してもいいんじゃないかなと思う条例って幾つか見ているんですけども、そういったものは改正されずにそのまま残っているんですけど、この条例は、施設が廃止になったから、すぐに改正に動かれて、今出てきているわけなんです。

なので、私の個人的な考え方、これだけ何かすごく急に、早いなというイメージがあったので、今回この改正までの経緯を、何かあれば説明していただきたいんですけども。

永田水産観光課長 ちょっと市全体の施設のことは置いておいて、今のタラソピアについてなんですけれども、なぜ今のこのタイミングかということなんですけど、これは皆さんご承知のとおり、6月末に天井の落下がありまして、それ以来臨時閉館という形を経て7月5日から実際に閉館という形を取っておりまして、タラソピアに関しましては、その状態で、既にもう条例に記載してある施設の目的、観光施設としての目的を達成できない状態となっておるということで、現状に合わせるということで、速やかに条例を改正すると。それで、直近である今のこの9月定例会において議案として上げさせていただいたという、あくまでも実際に施設のほうがそういった状態になっているということを受けての条例改正ということでございます。

大浦委員長 タラソピアということで、具体的にこの条例の中身が書かれているので、その削除をされていったりするのとは分かるんです。でも、今そのサウンディング調査なりで、今後の施設というか、跡地と言えはいいのか分かりませんが、利用を調査している段階で、例えば体験施設というものの建物も今は残っているんですね。

だとしたら、その条例も残しつつ、いろんなものが決まってからということも考えられたんじゃないかなというふうに思うんですけども、これを、今条例を消すことによって、もしかしたら市民の皆さんにとっては、体験施設というものは市当局が外したことというふうに受け止める可能性もあるんですけども、どうお考えなのかお聞かせください。

柿沢副市長 本来機能を廃止している施設につきましては、この条例で規定しているのは地方自治法に基づきまして、公の施設につきましては、条例を整備するということになっています。

そういうわけでありますので、機能を廃止した施設につきましては、適切に条例を廃止していくという手続を取るというのは本来決まりなので、改めて今サウンディング調査を行いまして、また別の用途でもってやろうということになりまして、方針が出まして、整備した。その際には、また改めて新たな条例を制定するということになります。

ただ、先ほどの大浦委員長からのご指摘にありまして、ではほかの条例でそうになっていないものもあるのかというのは、まさにそのとおりでありまして、本来であるならば、公の施設としての業務を廃止している施設につきましては、適切に条例を廃止していくというのは本来の姿でございますので、その辺りにつきましては、点検させていただきたいというふうに思います。

大浦委員長 こういった質問をさせていただいたのは、もしかしたら今後公共施設のマネジメントを見直すということも、計画を聞いていないので分からないんですけども、古い施設、老朽化した施設はたくさんあるので、まずその辺は設置条例等がついて回っているものなので、そういった場合に、今回このような形でやると、全ての設置条例に関して見直しをかけていかなきゃいけないかなとですね。そのときのスピード感であるとか、そういったものがしっかりできていくのかなという疑問があったので、これを例として質問させていただきました。ありがとうございます。

ほか、ございますか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、付託案件に対する討論に入ります。

討論をご希望される委員の方は、お申出願います。

(討論する者なし)

大浦委員長 申出がないので、討論を終結いたします。

それでは、これより、挙手により採決を行います。

議案第41号から第43号、議案第45号及び議案第55号の5議案を一括して採決を行います。

議案第41号 令和5年度滑川市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入 所管部分

歳出 第3款 民生費（但し、子ども課所管分を除く）

第4款 衛生費

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第12款 諸支出金

第14款 災害復旧費

第3表 地方債補正

議案第42号 令和5年度滑川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第43号 令和5年度滑川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 滑川市ほたるいか観光施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 市道の路線認定について

以上の案件について賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

大浦委員長 賛成全員。よって、付託案件、議案第41号から第43号、議案第45号及び議案第55号の5議案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

午後2時06分議決

大浦委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他事項で当局のほうから何かありましたら、お願いいたします。

梅原福祉課主幹 私のほうからは、自立支援医療費の支給認定に係る所得区分の判定誤りについて、ご報告させていただきます。資料のほうは、特にございませぬ。

自立支援医療制度の精神通院医療ですが、こちらのほう、精神医療を続ける必要がある方の医療費の自己負担を軽減するため給付を行うものです。今回、市が行う受給者の所得区分判定に誤りがあったため、県の支給認定において誤った自己負担上限額を記載

した受給者証を発行するとともに、過小給付を行っていたことが判明いたしました。

判定誤りの内容としては、所得に応じて設定される治療費の自己負担上限額が2,500円となる方を5,000円と判定し、県に進達していた事案があったものです。

判定誤りの原因としては、本来非課税世帯の収入に含めない、令和元年10月から開始した障害年金生活者支援給付金を収入に含めていたこと。もう一つが、税制改正によって令和3年7月以降、非課税世帯で受給者に給与所得がある場合、10万円を控除し所得区分判定すべきところを、その控除を行わなかったことが原因であります。

経緯等ですが、受給者からの指摘があり、そちら、県のほうに報告いたしまして、福祉課において全受給者の申請書を再確認しました。6月下旬に県と協議を行いまして、判定誤りの人数を確定いたしました。

誤った受給者証を発行していた人数は55人で、対象者の方、また関係医療機関及び薬局には、文書または訪問においておわびと説明を行い、正しい受給者証は既に交付済みです。返還対象者数と返還額については現在調査中で、確定後、関係機関と調整し返還いたします。

本市の判定事務に誤りがあり、多大なご迷惑をおかけすることになりましたことを深くおわび申し上げます。今後、国の通知等の適切な解釈、運用に努め、再発防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

大浦委員長 順次、お願いします。

北島都市計画課長 都市計画課からは、滑川市営住宅等指定管理者選考委員会の結果について、報告をさせていただきます。資料はございません。

さきの委員会協議会で開催することを報告しておりました指定管理者選考委員会の結果でございますが、応募者は1社で、株式会社ホクタテ様でした。

審査の結果、県内他市での実績等が評価され、500点満点で評価しております評価ですが、委員の5名の評価平均点が425点、85%という結果でございました。

このことから、株式会社ホクタテを指定管理者候補として選定しましたことを報告させていただきます。

以上です。

大浦委員長 それでは、今の報告に対して質疑に入ります。挙手の上、お願いいたします。

青山副委員長 梅原さんの福祉課のほうなんですけれども、判定誤りしていたというのは

分かったんですけども、ずっとこういうのって、よく住民税だとかいろんなものに関しての還付だとかに判定誤り、今回も所得区分の判定誤りということで、何か改正とかいろんなことがあったときに、システム上でもうそういったものは組み込まれていないんですか、そもそも。

梅原福祉課主幹 今回の自立支援医療制度の精神通院医療ですが、市が行っているのは、判定ですね。まず申請を受けて判定をして、県に進達して、最終的には県が支給認定を行う仕組みになっております。それで、こちら、そういうシステムが市のほうにはありませんで、結局、担当者が手作業で判定していることになります。

青山副委員長 これ、何か権利とかで、ちょっとどういうところなのか。例えばですよ、民間でも、私が会計事務所に勤めていたのは20年前ぐらいの話ですけど、新しい税法ですよ、改正論って出たら、次のバージョンアップで必ずインストールできましたよね。

毎回、毎回こんなことをやって、申し訳ありませんでしたって。もちろん市民もあれですけども、職員の方も、はっきり言って、ちょっと言葉は適切じゃないですけど、やっていられないと思うんですね。

これ、ちょっと各課からも言ってほしいんですけど、市長もワンチームとかで何かならないですかね、本当に。どういった扱いなんですか、これ。

水野市長 ワンチームで今のことをちょっと検討させていただきます。

青山副委員長 やっぱりこういったベースとなるインフラで、いまだに手計算して判定者を県にこちらから伝えるということは本当にナンセンスな時代かと思っていますので、市長に強く言ってもらいたいと思います。

以上です。

古沢委員 ちょっと今のと関連します。

そしたら、判定誤りというのは滑川市で分かったということなんだけど、滑川だけ。まだほかのところは分からないかもしれないけれど、ほかのところでもあるかもしれないということ。滑川だけがそうなおったと。

梅原福祉課主幹 現時点では、県から、ほかのところにそういう誤りがあったという情報提供はございません。

大浦委員長 よろしいですか。

古沢委員 何かそうなると、チェックというかね。

これ、この今の問題だけじゃなくて過去にもよく似た話がいろいろあって、その都度

ダブルチェックをしてとかという話はいつも聞かされてきたんだけど、機能していないということなんですか。どうなのでしょう。

梅原福祉課主幹 今回については、国の通知等の解釈が十分ではなかったと。こちらもしっかり確認していれば防げたかもしれないことですので、今後、このような確認などを徹底していくことで、間違いがないようやっていきたいと思っております。

古沢委員 さっき青山副委員長が言うように、手計算でやっているというところは、やっぱりちょっと信じ難い話でしたね。

これ、当事者たちに、直接関わる住民の皆さんにとってみたら大変重大な話なので、行政の仕事をみんな信じ切ってやっているわけですからね。それは重々注意してやっていただきたいとしか言いようがないんですけど、よろしくお願いします。

大浦委員長 答弁はよろしいですか。

古沢委員 いいです。

大浦委員長 ほか、ございますか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 それでは、委員のほうから何かありましたらお願いいたします。

青山副委員長 すみません、何度も。

先ほどは副市長のほうから、条例の改正について、いわゆる観光条例に関しての説明があったところでありまして、説明だと、機能がなくなったので、今は取りあえず条例の改正でということで可決した。私も手を挙げさせていただいたわけですがけれども、実際、一般質問の答弁、市長の話を聞いていると、ほたるいかミュージアムの横のタラソピアに関しては、いわゆる解体も含めて、今後検討していくというような内容でとどまっていたかと思っていまして、また使うのかなと思って、私、はてながついていたんですけども、内容的には。

僕の個人的な主観からいうと、あの水が入った建物で、あんなに、全ねじのボルトって1本で200キログラムを持つような物がですよ、切れて落ちちゃっているような建物に対して、また何かして使うのかなと思って、ちょっとそこもはてながついていたんですけど。

それよりも何よりも、一旦そこを見ながらですけど、あの周りの、例えば、ご存じのとおり、ウェーブの入り口、従業員の入り口のところがあって、もうコンクリート、やばいですよね、完璧に。中に入らせてもらって、こっち側の室外機とかも、とんでもな

い色をしていて、利用できているのか、できていないのかも分かんないような色をしていて、その辺の維持修繕を含めて、何か考えていかなきゃいけないのかなと思っていて、何かそこだけピンポイントでタラソピアというわけじゃないと思っているんですけど、いかがなんですか。

水野市長 ありがとうございます。

本会議で答弁したように、方向性として、あの建物を解体する方向でいくか、リノベするかという。今副委員長がおっしゃるように、私もど素人ではないとは思っていますので、コンクリートの現状を見た中で、本来なら鉄筋コンクリートの構造物、25年というのとはなかなかもったいないなと思うんですけど、やはりあれだけ海水を扱っている建物ですし、その現状も踏まえた上で、後は、今サウンディング型市場調査をやっているその提案等も含めて、施設をまずは解体するか、リノベするか、その辺の方向性を今年度中、あと半年かけて、早めに出せればいいですけど、そういった形で、その方向性だけはまず示したいなというふうに思っています。

青山副委員長 いわゆる、その、今言った通用口……

水野市長 通用口を含めてですよ。あの建物自体を、それこそ減築という方法もあるんでしょうけど、減築したところで、どこまで影響しているか、それも含めて考えていきたいと思います。

青山副委員長 今ほどそれも全部含めてということで市長からいただいたわけですけども、大浦議員の質問にもあったとおり、目視できるのも危ないような状況ですし、本当のプロを入れていただいて。私が今まで見た構造物の中で、あんなにひどかったのってないぐらいだと思っています。

火災を起こした日本橋の高島屋さんの躯体とかよりも、私、あれって大正とかなんですけど、もっとひどく見えるぐらいのさびでしたので、本当に使えるかどうかも含めてしっかりした調査をしていただいて。

今回、けがが起きなかったから、あー、まあよかった、よかったといって結構見過ごされていますけども、あれ、やっぱり何かあってからじゃ行政で責任が負えないと思いますので、先ほどの通用口も含めて、あの辺の塩害ですよね、見ていただいて、今後の判断、これは要望ですけど、お願いいたしたいと思います。

水野市長 はい。

大浦委員長 ほか、ございますか。

古沢委員 確認をしたいんですが、さっき自立支援の判定誤りというのがありましたが、介護保険に関わって過誤徴収・還付という報道があつて、今日の新聞報道では本市は載っていなかったんですけど、私、見ようと思って見ていたんじゃないんであれなんですけど、私の勘違いかもしれないので、そうだったら謝りますが、昨日テレビで同じような報道があったときに滑川市も入っていたような気がするんですけど、これは間違いなんですか。

水野市長 すみません、申し訳ないです。

午前中、税務課のほうで総務文教消防委員会に報告はさせてもらったんですけど、同様に滑川もありました。それは5件、過大徴収人数が5人で、過大徴収金額は7万7,700円で、過大の還付のほうはゼロという形で。

私も新聞を見て、みんな、産業民生部のほうと言っていたから、今日の午後からかなと思っていたら、さっき、午前中に税務課長がそのように報告を。

古沢委員 ここでも言うてもらわんならん。

水野市長 ええ、すみません、申し訳ない。

今、状況とすれば、過大徴収は5件で7万7,700円、過大の還付のほうはゼロという形で、これをもう近々……。

おわびの文書等はまだ送ってあるので、あとは支払い、過大の分を9月20日に返すという形で、先ほど、午前中に。

すみません、こちらでも言わなきゃいけないのに。申し訳ないです。

古沢委員 介護保険の関係なんだから、直接の収納は税務課がやっているのかもしれないけど、会計に関わることだから、やっぱりこの委員会でも報告してもらおうというのが筋だと思います。

水野市長 はい、分かりました。そこは、すみません、申し訳ないです。

古沢委員 はい。いいです。

大浦委員長 何かほか、ございますか。

岩城委員 最後かどうか分かんけど、相沢課長に前に一回、言うておった件。「のる m y c a r」、時間変更したねか、6月に。それで、お客さんから、あれは栗山行き、今まで5時5分発やったが、5時になったと。富山のほうから来る電車が、5時2分か3分に着くはずなが、あるがやちゃね。それに間に合わんようになったという話があるもんだから、そういうがをつくる時は、やっぱり乗り継ぎのことも考えてやってもらわ

ないと。バスを見ておるがに行ってもうておると。ずーっとそういうがばかり言われて、なーん。その後、何かあんたは言うたけど、何か対処したけ。

相沢生活環境課長 今ほどの点につきましては、まず、そういったようなことでお客様のほうにご迷惑をおかけしたことは申し上げます。

さきに岩城議員さんのほうからそういったようなお話をいただきまして、時刻表上ちょっと直せていないんですが、運用上として、一応電車が到着して、少し見てから出発する対応を取らせていただいております。

その後、実際お乗りいただけていないというような話はないかと。

すみません、ちょっとそのような対応は取らせていただいております。

岩城委員 何にしても、5分の違いによって、バス見て、待っておってくれと言ってやったがに、バス見んが、行ってもて、駅についたら。全くそれで、また次の電車に乗って帰らんにならんという、そういうががあったもんだから言うたがで。

ひとつまた、どっちみち定刻どおりなかなか動かんバスだと思うから多少遅れてもいいがでないがかなというような気もするけども、ちょっと配慮は配慮としてお願いをいたしたいと思います。

以上。

大浦委員長 答弁はよろしいですか。

岩城委員 いいです。

大浦委員長 ほか、ございますか。

(特になし)

大浦委員長 それでは、本日の日程、全て終了いたしましたので、以上で産業厚生建設委員会を閉会とします。

お疲れさまでした。

午後2時25分閉会